

デジタル社会形成推進主任設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふくしま情報化推進計画に対応して各部局等が実施する情報化事業の計画的推進及びデジタル化推進に当たっての重要施策等に係る他部局との調整を担うデジタル社会形成推進主任（以下「推進主任」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 福島県デジタル社会形成推進実施要綱第4条第2項の規定に基づき、部局等のデジタル化を推進するため、別表に定める各部局主管課に推進主任を1名設置する。

2 推進主任は、別表に定める課長が指名する職員をもってあてる。

(職務)

第3条 推進主任は、部局等内のデジタル化推進のため、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 部局等における部局別計画の企画立案、進行管理、取りまとめに関すること。
- (2) ワーキンググループの運営、他部局との調整に関すること。
- (3) デジタル化に関する普及啓発に関すること。
- (4) その他デジタル化の推進に関し必要なこと。

(支援等)

第4条 デジタル変革課長は、推進主任がその職務を遂行するため、研修及び各種情報の提供など必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進主任に関し必要な事項は、デジタル変革課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年9月12日から施行する。
- 2 情報化推進主任設置要綱（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行し、改正後の別表の規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別 表)

総 務 部	財務総室総務課
危機管理部	危機管理総室危機管理課
企画調整部	企画調整総室企画調整課
生活環境部	生活環境総室生活環境総務課
保健福祉部	保健福祉総室保健福祉総務課
商工労働部	商工労働総室商工総務課
農林水産部	農林水産総室農林企画課
土木部	企画技術総室土木企画課
出 納 局	出納総務課
企 業 局	企業総務課
病 院 局	病院経営課
議 会 事 務 局	総務課
教 育 庁	教育総務課
警 察 本 部	情報管理課
監 査 委 員 事 務 局	監査総務課
人事委員会事務局	総務審査課
労働委員会事務局	審査調整課